

基本目標6 次代を担う子どもをはぐくむ教育の充実

— 心身ともに豊かな子どもを育てる —

現状と課題

少子高齢化、情報化、国際化など社会状況は急激に変化しています。

子どもたちが、このような 21 世紀の社会状況に適切に対応できるよう、「生きる力」を身に付けていくことが求められています。

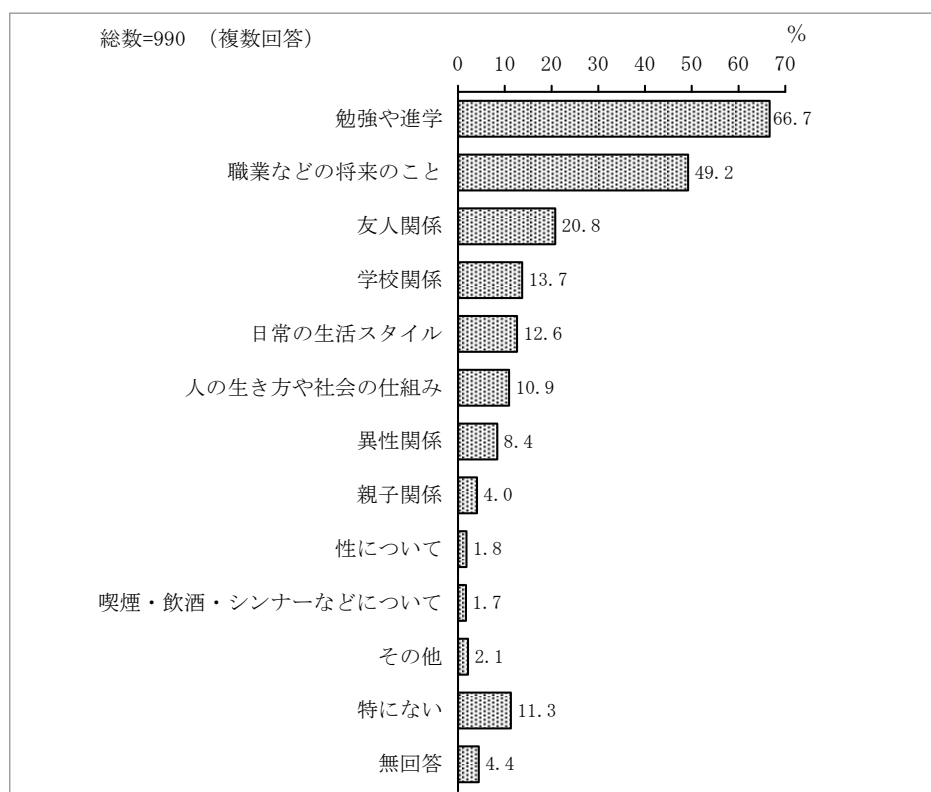
家庭は教育の原点であり、子どもにとっての心のよりどころとして、基本的な生活習慣を身につけさせるなど重要な役割を担っていますが、無責任な放任や過保護・過干渉がみられるなど、家庭の教育力の低下が指摘されています。このため、子育てに関する学習機会や情報の提供、相談などの取り組みにより、家庭の役割と機能を再認識することが必要です。

学校教育では、子どもが「わかった、できた」と思える授業づくりや1人ひとりの学習意欲のさらなる向上、思考力・判断力・表現力等をさらに高めるための授業改善、情報教育の一層の推進などに向け、具体的な取り組みを進めていくことが課題となっています。

また、人間形成の基礎が培われる幼児教育を充実し、子ども1人ひとりの能力・適性などに応じたきめ細やかな教育を行うことが必要とされています。ボランティアや職場体験、農山村留学や文化・スポーツ活動など、多様な経験ができる機会を積極的に提供することで、子どもたちが心身ともに健やかに成長していくことが大切です。

子どもを「次世代の親」と位置づけ、将来子どもを産み育てる親となる子どもたちに対して、子育ての楽しさ、家庭を持つことの意義を伝える取り組みも必要です。

図 31 悩みや関心の内容（中学生・高校生調査）



出典：千葉市「子育て環境に関するアンケート調査報告書」平成 21 年

基本施策 15 次代の親への意識づけを図り、家庭の教育力を高める

家庭教育に対する情報の提供、相談の受付、学習機会の提供など、家庭教育について考える機会を、より多くの親に提供することで、子育てやしつけなどのあり方を見つめ直してもらい、家庭の教育力の向上を図ります。

また、青少年が乳幼児とふれあう機会を提供し、家庭を持つことや子どもを産み育てることの意義について考える中で、次代の親の育成に努めます。

◇計画事業

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成26年度	
119	子育ての手引き配布(家庭教育資料作成事業)	小・中学校入学時の保護者と小学5年生の保護者に、子育て支援の一環として子育ての手引を配布します。 <手引> 「家庭教育応援します～親ナビ」	市内小・中学校入学児童生徒の保護者及び小学校5年生の保護者	低学年(小1) 10,500部 高学年(小5) 10,500部 中学生(中1) 9,500部 *21年3月末に配布	全面改訂から年数が経っているため、内容の見直し、改訂を行い、より時代に合ったものを提供	健全育成課
120	家庭教育支援基盤形成事業 (1)子育て・親育ち講座 (2)子育てに関する相談活動 (3)子育てサポーター養成講座	家庭・地域の教育力向上を図るため、家庭教育を支援する基盤として、情報提供・相談活動・地域の人材育成などを行います。 (1)地区の保護者を対象に、子育てについての啓発講座を開催します。 (2)地区の保護者を対象に、グループワーク的な活動を通して子育てについての悩みの解消を図ります。 (3)各区の子育てサポーターのスキルアップを目的に年3回程度研修を実施します。	モデル地区に指定した小中台中学校区の保護者	(1)小中3校, 幼1園,保1所 (2)5回 (3)3回	(1)小中3校, 幼3園,保3所 (2)10回 (3)5回	生涯学習振興課
121	教育広報紙「教育だよりちば」の発行	年4回、児童生徒の家庭へ配布、公共施設での配布により、本市の教育施策等に関する情報を提供します。	市立小・中・特別支援・高等学校の児童生徒の保護者を中心に、広く市民および教職員	年間4回発行 4月号 114,000部 7月号、10月号、1月号 各87,000部	年間4回の発行	教育委員会企画課
再掲(13)	子育て支援情報紙「いきいき子育て」の発行	* No13 を参照				
122	公民館「家庭教育」啓発事業	家庭の教育力の向上を図るため、学習講座を開催するとともに、内容の充実を図ります。	児童生徒の保護者	講座等を実施	継続して実施し、内容の充実を図る	生涯学習振興課
123	子育て支援イベント事業(子育てふれ愛フェスタ)	子育て中の親子を対象に、イベント等を通じて、親子が楽しく過ごし、「子どもを産み育てることの喜びを感じてもらおう1日」として、子育てで親を見直しもらいます。	子育て中の親および子ども	1回開催 664人	継続して実施	こども企画課

124	ファミリーブックタイム運動の推進	「家族で読書に親しむ時間をつくらう」と呼びかける運動を推進します。	子ども及びその親等保護者	啓発活動の実施	継続して実施	中央図書館管理課
125	思春期保健対策事業	①生命の尊厳について学び、父性母性の涵養を図ることを目的とし赤ちゃんふれあう体験学習を実施します。 ②思春期の子ども及びその保護者等に対して思春期の心とからだの発達と特徴、その対応について知識の普及・相談を実施し、今後、内容の充実を図ります。	①中学生 ②中学生及びその保護者等	①各区1中学校で2～3回コースで実施 ②各区で実施	継続して実施	健康企画課
126	ブックスタート	絵本を通じて親子のふれあいやきずなを深める「ブックスタート」を行います。	千葉市に生まれたすべての赤ちゃん	ワーキンググループを立ち上げ実施方法を検討	実施	健康企画課

基本施策 16 すべての子どもがいきいきと学べる学校教育を目指す

(1)「わかる授業」「楽しい教室」「夢広がる学校」づくりの充実

子どもに自ら学ぶ意欲と健康で豊かな心をはぐくむため、人間尊重の教育を基調に「わかる授業」「楽しい教室」「夢広がる学校」づくりを推進し、将来、自己実現ができるよう、一人ひとりの、能力、適性に応じて、「生きる力」を育む質の高い教育を推進します。

また、保護者や地域の声を学校経営に生かすなど、地域に開かれた特色ある学校づくりに努めるとともに、子どもたちがより安全で快適な学習環境の中で過ごすために、必要に応じて学校施設の改善と充実を図っていきます。

◇計画事業

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成26年度	
127	学校評議員制度	地域ぐるみの教育の成果を生かすとともに、学校・家庭・地域の三者連携を生かした開かれた学校づくりを推進します。	市立小・中・特別支援・高等学校の教職員と保護者、地域住民	各校とも評議員会を開催し、各学校の経営に関する説明を行うとともに、家庭・地域の意見をもらい教育活動に生かしている	継続して実施	学事課
128	学校二学期制の推進	学校二学期制の実施により、家庭・地域との連携、教育課程の工夫・改善、きめ細かな指導など、「ゆとり」の中で特色ある学校づくりを推進します。	市立小・中・特別支援・高等学校の児童生徒	二学期制は児童生徒・保護者に定着している。新学習指導要領への移行は各学校で試行中であるが、スムーズに行われている	継続して実施	学事課

129	少人数指導 教員配置事業	生活指導や基礎・基本的な学習内容の確実な定着を図るなど、教科の特性に応じたきめ細かな指導を行うための非常勤講師を配置します。	小学校1～3年生で、1学級に36人以上の在籍がある学校	49名の非常勤講師を派遣	継続して実施	教職員課
130	ボランティア教育推進事業	ボランティア教育推進指定校にボランティア教育推進委員会を設置し、生徒の主体性を生かした活動をととして、ボランティア精神の基礎を養います。	指定した中学校の生徒	学校内外の清掃活動、地域の施設の訪問、敬老会への参加、ペットボトルキャップ回収活動等、生徒の主体性を重視した活動を実施	生徒が立案して実践するボランティア教育を継続して推進	指導課
131	子どもの夢をはぐくむ学校サポート推進事業	学校が必要とする人材を必要に応じて派遣し、学校運営を円滑に進め、学習内容の定着、個に応じた指導の充実等「わかる授業・楽しい教室・夢広がる学校」づくりを推進します。	市立小・中・特別支援学校の児童生徒	学校支援員、学習支援員、学校協力員を派遣されている学校では、授業の充実が図られている	支援を希望する学校へはできるだけ派遣。派遣時間の拡大を目指す	指導課
132	特色ある学校づくりの推進	各学校の自主性・自律性の確立のため、学校の裁量で執行可能な予算を措置することにより、地域の実情に応じた総合的な学習や体験的な学習など、各学校の創意工夫を生かした特色ある教育活動の積極的な支援を行います。	市立小・中・特別支援学校の児童生徒	各学校の特色ある学校づくりのため、1校平均300万円の予算を学校に配付。小学校120校、中学校57校、特別支援学校2校	各学校の特色ある学校づくりのため、1校平均300万円を支援	学校財務課
				全小・中・特別支援学校で地域や学校の特色を生かした活動を展開	継続して実施	指導課
133	子ども議会	小・中・高校生を対象に、市政に対する提言を幅広く募り、会議形式で、市長等との意見交換を行います。	市立小・中・特別支援・高等学校の児童生徒	検討中	継続して実施	指導課
134	小学校英語活動推進事業	英語を母語とする外国人を、教員の補助者として配置し、市内全小学校5・6年生を対象に、英語活動を行う。	市立小学校5・6年生	5・6年児童対象の調査では、9割以上が「英語活動は楽しい、役に立っている」と回答しており、コミュニケーションを図ろうとする態度が育っている	外国人講師の配置を継続するとともに、各学校での研修を奨励し、より充実した活動を実施	指導課

135	外国人児童生徒指導協力員派遣事業	日本語指導の必要な外国人児童・生徒の在籍校に指導協力員を派遣し、個別指導やグループ指導を実施します。	市立小・中学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒	11名の指導協力員により、小中学校98校の347名の児童生徒に指導を実施	児童生徒の実情に合わせて、指導協力員の人数や対応できる言語などに適切に対応	指導課
136	市立千葉高等学校海外・国内科学技術研修事業	理数科の特色を生かした授業の一環として、自然の事物・現象に対する関心を高め、科学的に探求する態度、能力と豊かな国際性を養うことを目的に、1年次は国内(伊豆大島)、2年次は海外(アメリカ合衆国)において科学技術研修を実施します。	理数科生徒	1年生は国内(伊豆大島)で2泊3日、2年生はアメリカ合衆国国立ヨセミテ公園他で6泊8日の日程で実施	1年生は国内(伊豆大島)で2泊3日、2年生はアメリカ合衆国国立ヨセミテ公園他で8泊10日の日程で実施	千葉高等学校
137	音楽関係中央大会派遣事業	関東大会、東日本大会、全国大会等の関東大会以上の大会出場に係わる、児童生徒の交通費、宿泊費、楽器運送費、練習会場費、参加費等を補助します。	音楽学習、クラブ活動及び部活動で中央大会に出場する小・中学校の児童生徒	東関東吹奏楽コンクールに小学校1校、日本管楽器合奏コンテスト全国大会に小学校2校が参加	継続して実施	指導課
138	学校訪問おはなし会	地区図書館では、小学校等を訪問し、在籍の児童を対象にブックトークを行うなど、子どもたちが本に親しむためのきっかけづくりの場を提供します。	市立小・中・特別支援学校の児童生徒	対象者 2,700人	対象者 2,900人	中央図書館情報資料課
139	特別非常勤講師配置事業	各分野で優れた知識や技術を有する社会人を、小・中学校に派遣し、児童生徒の個性を生かす多様な教育の一層の充実を図ります。	市立小・中学校	9人の特別非常勤講師を週2時間24週、9校の小中学校に派遣	継続して実施	指導課
140	外国青年招致事業	中学校、高等学校に外国語指導助手(ALT:日本人英語教師との協同授業を業務とする)を配置する。今後は、ALTの増員を目指し、中学校、高等学校への配置増加を図ります。	市立中・高等学校の生徒	19名のALTを配置し、生徒のコミュニケーション能力の育成等に成果をあげている	ALTの採用数を増やし、中・高等学校への配置日数の増加を目指す	指導課
141	学校図書館充実推進事業	学校図書館指導員は、図書の整理・環境整備、児童生徒の読書相談対応、読み聞かせ活動等の業務を行います。 また、読書センター機能に加え、学習・情報センター機能を学校図書館に付加するため、児童生徒個々の課題に応じた図書の充実に努めます。	市立小・中・特別支援学校の児童生徒	全小中学校に学校図書館指導員120名を配置。 *小学校へ64名(1校1名週4日勤務が8校、残り112校は1名が週2日ずつ2校を勤務)、中学校へ56名(1校1名週4日勤務)	学校図書館指導員の資質向上を図るとともに、小・中学校における指導内容や方法の一層の充実を目指す	指導課

142	姉妹友好都市交流事業	海外の同等校と姉妹校、交流校の提携を結んで相手校の児童生徒の作品、手紙の交換等を行います。	海外の同等校と交流する市立小・中学校	手紙等による交流活動を数校で実施	海外の学校との交流は、児童生徒の国際理解を促進する上で有効であるため、継続して実施	指導課
143	外国人児童生徒指導教室運営事業	専任教員を配置し、外国人児童の日本語の習得や、学校生活への適応を図ります。	日本語の習得が十分でない外国人児童が10人以上在籍する市立小学校	現在2校の小学校に指導教室が設置されており、学習面や生活適応の面で成果を上げている	日本語指導が必要な児童生徒へ対応するため、指導教室の増設も視野に入れる	指導課
144	小学校新設校建設事業	宅地開発に伴う児童数の増加による学校の過大規模化の解消を図るため、新設校を建設します。	該当地区在住の児童	事業予定なし	継続して実施	学校施設課
145	小学校校舎等改築事業(市立緑町小学校)	老朽化した小学校の建て替えを実施し、平成25年4月の供用開始を目指します。	該当地区在住の児童	改築実施設計	平成25年4月全面供用開始を予定	学校施設課
146	中学校校舎等改築事業(市立松ヶ丘中学校)	老朽化した中学校の建て替えを実施し、平成25年4月の供用開始を目指します。	該当地区在住の生徒	改築実施設計	平成25年4月全面供用開始を予定	学校施設課
147	各種修繕事業	学校施設が安全かつ正常に機能するよう、施設の老朽化した建物や設備を計画的に改修します。プール付属屋の改築工事、各種修繕工事等を行います。	小・中学校の児童生徒	小・中学校の突発的な修繕に対応	危険性のある修繕を優先的に実施	学校施設課
148	小学校施設機能向上事業(中学校施設機能向上事業)	学校間の教室環境格差をなくすため、小・中学校の余裕教室を利用してコンピューター室、視聴覚室、読書多目的室、保健室、通級指導教室、特別支援学級教室、第二理科室、適応指導教室に改修します。	小・中学校の児童生徒	〈改修状況〉 コンピューター室(小学校120校、中学校56校)、視聴覚室(小学校107校、中学校18校)、読書多目的室(小学校116校、中学校13校)、保健室(小学校120校、中学校56校)、通級指導教室(小学校9校)、特別支援学級教室(小学校17校、中学校6校)、第二理科室(中学校22校)適応指導教室(小学校4校)	継続して実施	学校施設課

149	小学校屋内運動場耐震改修事業 (中学校屋内運動場耐震改修事業)	学校屋内運動場の地震災害からの安全を確保するため耐震性を有していない建物の耐震補強を行います。	小・中学校の児童生徒	小・中学校 21校	小・中学校 107校	学校施設課
150	小学校特別支援学級運営事業	小学校特別支援学級に在籍する児童が使用する備品等の購入を進め、障害のある児童の学校生活の充実を図ります。	市立小学校特別支援学級に在籍する児童	予算の配当状況に応じて22校に配当	引き続き備品の整備を実施	指導課
151	中学校特別支援学級運営事業	中学校特別支援学級に在籍する生徒が使用する備品等の購入を進め、障害のある生徒の学校生活の充実を図ります。	市立中学校特別支援学級に在籍する生徒	予算の配当状況に応じて15校に配当	引き続き備品の整備を実施	指導課
152	特別支援学校教育振興事業	産業現場等の実習に際し、受入事業所での円滑な実習を図ります。今後は、受入事業所の拡大を目指すとともに、実習内容の一層の充実を図ります。	市立養護学校に在籍する生徒	高等部の生徒が就労に向けての現場実習を全員が1回行った。円滑な受け入れが行われた	継続して実施	指導課
153	要保護・準要保護児童生徒給食費等扶助費	給食費および補助対象となる疾病の治療費を援助し、児童生徒の健康の保持増進を図ります。	経済的困窮世帯の児童生徒の保護者	児童生徒約5,500人の給食費を全額援助	継続して実施	保健体育課
154	要保護・準要保護児童生徒学用品費等扶助事業	学用品費、修学旅行費、その他就学に必要な経費を援助することにより、児童生徒の学校生活を円滑なものとしします。	経済的な理由で、小・中学校への就学が困難な児童生徒の保護者	経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者へ必要経費の援助	継続して実施	学事課
155	高等学校育英資金事業	生徒1人あたり月額1万円(月額12万円)を支給します(入学説明会時に説明、申込み受付、審査、決定、支給)。	市内在住で、市立高等学校に通学する生徒で、経済的理由により、就学が困難であり、学業優秀な生徒	各校とも、それぞれ生徒22人に支給	継続して実施	千葉高等学校 稲毛高等学校
156	定時制・通信制教育振興会補助事業	定時制・通信制高等学校の諸会費負担金などについて補助することにより、勤労青年の経済的負担を軽減します。	定時制・通信制高等学校教育振興会	定時制3校、通信制1校に実施	定時制通信制教育の振興を図る	こども企画課
157	特別支援教育児童生徒学校給食費扶助事業	給食費の援助(1/2)を行います。	市立特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者	児童生徒約400人の給食費を援助(1/2)	継続して実施	保健体育課
158	特別支援教育児童生徒学用品等扶助事業	学用品費、修学旅行費、その他就学に必要な経費を援助することにより、児童生徒の学校生活を円滑なものとしします。	市立特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者	支給件数 906人 (H22.3.31現在)	継続して実施	学事課

(2)教育相談体制の充実など

子どもたちが充実感を持っていきいきと学べるよう、悩みや不安についての相談体制などを充実させます。

◇計画事業

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成26年度	
159	適応指導教室管理運営事業	適応指導教室(ライトポート花見川 ほか)での活動を通じて、自宅等で引きこもり状態の解消や不登校児童生徒の学校生活への復帰を支援します。	市立小・中・特別支援学校の不登校児童生徒	設置箇所 4か所	継続して実施	教育センター
160	教育相談指導教室事業	個別相談指導、小集団活動、通常学級との交流を通して、生活習慣の確立や対人関係の改善を図り、原籍校への復帰を支援します。	市立中学校の不登校生徒	心理的・情緒的要因等で原籍校に登校できない生徒が27名在籍	生徒の増加傾向が考えられることから、今後も継続して実施するとともに教室数の確保と充実を図る	指導課
161	スクールカウンセラー活用事業	いじめや不登校などに対応するため、中学校にスクールカウンセラーを配置し、中学校区の児童生徒、その保護者、教職員からの悩み等の相談にあたります。	市立小・中・高等学校の児童生徒、保護者、教職員	スクールカウンセラーを全中学校57校に配置し、スーパーバイザーを3人配置	スクールカウンセラーの小学校及び高等学校配置への拡充	指導課
162	子どもと親の相談員等活用事業	小学校に「子どもと親の相談員」等を配置し、保護者と連携しながら、不登校や問題行動などの未然防止・早期発見・早期対応に努めます。	子どもと親の相談員等を配置している小学校の児童、保護者、教職員	小学校3校に「子どもと親の相談員」等を配置	配置校数の拡充	指導課
163	教育相談長欠対策事業	いじめや不登校の問題について電話相談や家庭訪問等を通して、その解消に向けて学校と連携を図りながら、指導援助に努めます。	長期欠席児童生徒およびその保護者	児童生徒や保護者の悩みの解消や不登校等の改善に向けて効果を上げている	相談活動の充実や学校との連携の強化	指導課
				電話相談 3,000件 学校訪問相談 50件	継続して実施	教育センター
164	心の教室(カウンセリングルーム)整備	生徒の悩み・不安の相談やストレスを和らげる環境を提供するため、中学校にカウンセリングルームを整備します。	中学校の生徒	H21年度末整備状況 中学校 51校	継続して実施	学校施設課

165	教育相談運営事業	指導主事・嘱託職員による来所相談、電話相談、訪問相談および精神科医による医療相談や不登校児童生徒への適応指導を行うグループ活動、学校を通じてリーフレット等を保護者、教職員に配布する広報活動を行います。	児童生徒、保護者、小・中学校の教職員	来所相談 400件 医療相談 100件 グループ活動 50件	継続して実施	教育センター
166	教育相談事業	障害等のある児童生徒および保護者、教職員に対して、来所相談、電話相談、医療相談、グループ活動等で、ニーズに応じた教育相談を行います。	市内小・中・特別支援学校の児童生徒および保護者、教職員等	来所相談件数 850件 来所相談面接回数 6,100回	継続して実施	養護教育センター
167	特別支援教育指導員配置事業 学校訪問相談員派遣事業	小・中学校におけるLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥／多動性障害)、高機能自閉症等を含めた障害のある児童生徒への支援体制を推進するために、特別支援教育指導員の配置、学校訪問相談員の派遣を行います。	市内小・中学校	特別支援教育指導員配置児童生徒 40人 学校訪問相談員派遣回数 130回	特別支援教育指導員配置児童生徒 60人 学校訪問相談員派遣回数 200回	養護教育センター

基本施策 17 多様な体験を通じて豊かな心身をはぐくむ

子どもたちが健康で豊かな心を持つ人間として成長し、たくましさや優しさを併せ持つよう、自然体験や勤労・社会体験、芸術・文化活動による体験など、子どもの発達段階に応じた多様な体験の機会を提供し、内容の充実を図ります。

◇計画事業

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成26年度	
168	千葉県国際文化フェスティバル	姉妹・友好都市の文化・芸能を紹介するため、文化芸能団を招聘し、千葉県国際文化フェスティバルを開催しています。	市民	参加者 902 人 (平成21年10月18日開催)	継続して実施	国際交流課 国際交流協会
169	ちば市国際ふれあいフェスティバル	外国人市民と日本人市民の交流の場を創設し、団体相互の連携を図ります。	市民	参加者 2,000 人 (平成22年2月21日開催)	継続して実施	国際交流協会
170	多文化理解推進事業	外国人市民と日本人市民が PAP チームとして親子三代夏祭りに参加します。	市民	参加者 56 人	継続して実施	国際交流協会
171	情報収集・提供	日本語の理解が十分ではない外国人市民等に対して翻訳して情報提供を行います。	外国人市民	実施	継続して実施	国際交流協会
172	国民皆保険制度の周知	国民皆保険制度の周知を図るため、高校・大学等で出前講座およびポスター掲示などを行い、制度の啓発を図ります。	高等学校・大学等の学生	未実施	出前講座およびポスター掲示を実施	健康保険課
173	3R教育・学習の推進	ごみ減量・再資源化に関する意識を向上させ、生活習慣として定着させるため、特に、教育効果の高い幼少期に、幼児および小学生向けの3R啓発教育図書を製作し、保育所・幼稚園・小学校に配布することにより、環境教育の推進を図ります。	幼児・小学校低学年	21年度は、要望のある保育所・幼稚園・小学校などに配布	継続して実施	ごみ減量推進課
174	ごみ分別スクール	3R等について、体験を通じて学習することにより、自ら地域社会の一員として進んで協力しようとする意識を醸成し、将来的なごみ減量効果等を目的に、環境教育の充実により、ごみ減量の意識向上や実践行動の普及を目指します。	小学校4年生	全市立小学校(120校)で実施	千葉大学附属小学校等を追加し、実施校を拡大	ごみ減量推進課
175	ごみ減量ポスター・標語コンクール	教育の現場を活用した啓発事業として実施しているもので、次代を担う子どもたちに、ごみ減量やリサイクルについて考えてもらうため、ごみ減量に関する「ポスター」「絵日記」「標語」作品を募集し、ごみ減量および資源化の促進を図ります。 入選作品はパネル化し、市内で展示を行います。	小・中学生	作品応募数 2,878 点	引き続き、応募数の増加を図る他、作品の啓発利用を充実	ごみ減量推進課

176	小学生による ごみ出しチェ ック	ごみ分別スクールを受講した小学4年生を主な対象として参加者を募り、小学校の周辺にある町内自治会の協力のもと、参加者である小学生にごみステーションやごみの分別状況をチェックしてもらうことで、ごみ分別の理解を深めてもらうとともに、チェック内容を自治会にも提示することで市民の「分別収集の徹底」と「ごみ出しマナーの向上」の意識向上を図ります。	小学生	市内18地区 で実施、216 人の小学生 が参加	参加者の増	ごみ減量 推進課
177	みどりの少年 団育成事業	次世代を担う少年・少女に森林の果たす役割・機能の重要性について理解を図るとともに、花の栽培を通して植物への関心を深めてもらいます。 ①みどりの学習会開催(内浦山県民の森等での緑の体験学習) ②みどりの少年団の花づくり等の活動支援 ③みどりの羽根募金活動に参加など	千葉すみどりの少年団 (小学校6校 他1団体)	みどりの少年 団員数 571 人	団員数の増	農政セン ター農業 振興課
178	農山村留学 推進事業	県内や長野県の農山村等に宿泊し、自然体験活動を行うとともに地元の小学生や地域住民との交流を図ります。地域の特色を生かした農林漁業等の体験活動を取り入れるなど、事業内容の一層の充実を目指します。	市内小学校 6年生	千葉県内で 7,580 人、長 野県で 1,050 人が参加し、 農山村留学を 実施	体験活動の 充実を図り、 継続して実施	指導課
179	移動教室	千葉市少年自然の家を利用した自然体験等を通して、児童の自主性や社会性、豊かな心の育成を図ります。	市内小学校 5年生	市内 120 校の 5年生児童 8,828 人が参 加し、少年自 然の家のフィ ールドを生か した活動を体 験	継続して実施	指導課
180	長柄げんきキ ャンプ	他校との合同宿泊学習を通して、基本的な生活習慣を身に付け、社会性を高めます。	市立小・中 学校の特別 支援学級及 び特別支援 学校児童生 徒	本年度の計 画に従って全 70校 702名が 参加して実施 した。合同実 施校同士での 交流を深めたり、長柄少年 自然の家の 施設や自然 環境を生かして、様々な活 動に取り組ん だ。	複数校が合 同で実施する ことを生かし て、少年自然 の家のスタッ フと協力して プログラムの 開発を進めたり、担当者同 士の情報交 換や、子ども たちの交流活 動をさらに推 進	指導課
181	長柄ジョイント キャンプ	豊かな自然環境の中で、様々な体験活動を通して自主性・社会性をはぐくみ、学校復帰を促します。	適応指導教 室等へ通級 する児童生 徒	実施回数2回	継続して実施	教育セン ター

182	長柄ハッピー キャンプ	集団生活を通して社会性を向上させ、通常学級での適応力を高めます。	養護教育センターのグループ活動に参加または通級指導教室のADHD等の児童生徒	キャンプ実施 日数2泊3 日、参加児童 生徒数 31 名	キャンプ実施 日数2泊3 日、参加児童 生徒数 40 名	養護教育 センター
183	科学館管理 運営事業	子どもたちの探究心向上と創造力育成のための参加体験型「千葉市科学館」の管理運営を行います。	小学生利用を中心としつつ、一部未就学児、中・高等学校の生徒、大人	目標利用者 数である年間 30万人を達成	平成 24 年度からは、新たな指定管理者と目標利用者数を設定	生涯学習 振興課
184	ふれあいパス ポート事業	市内施設を土曜日に無料(一部有料)で利用できるパスポートを配布します。	市内在住・ 在学の小・ 中学生	継続して配布 を実施 (88,000 部)	継続して配布 を実施	教育委員 会企画課
185	文化ふれあい 事業	千葉市青少年ミュージカルを実施します。	児童生徒	平成 21 年度 出演者・スタッ フ 49 人、 観覧者 741 人	※隔年開催 のため H25 年 度の目標 出演者・スタッ フ数 50 人、 観覧者数 1,000 人以上	文化振興 課
186	芸術文化鑑 賞事業	小・中学校音楽鑑賞教室、小・中学生のためのオーケストラコンサートを実施します。	児童生徒	音楽鑑賞教 室では、中学 校 13 校 4,535 人の生徒が 鑑賞。オーケ ストラコンサ ートでは、約 5,000 人が鑑 賞	義務教育の 間に 1 回は音 楽鑑賞教室に 参加。オーケ ストラコンサ ートの入場者数 5,000 人以上	指導課
187	南部児童文 化センター事 業	各種講座の開催、少年団体育成、活動の場の提供等、子どもたちを中心とした利用者のニーズに適合した事業を推進し、充実を図ります。	子どもを中心とした南部児童文化センター利用者	15 事業程度 の講座の開 催を予定	継続して実施	生涯学習 振興課
188	少年少女科 学クラブ	講師の指導による科学工夫工作の活動を通じ、科学的なものの考え方や豊かな想像力を育成します。「千葉市科学館」の教育普及事業として実施します。	科学工作に興味のある市内在住の小学校4年生から中学校2年生	月3回程度の 活動を実施	継続して実施	生涯学習 振興課
189	アストロクラブ	講師の指導により、天体望遠鏡の製作と天体観測等を行います。「千葉市科学館」の教育事業として実施します。	天文に興味がある市内在住の小学校5・6年生	月1回程度の 活動を実施	継続して実施	生涯学習 振興課

190	少年自然の家運営事業	子どもたちによる生活体験、自然体験、共同宿泊体験等の教育的体験活動を行います。	小・中学校、少年団体（子ども会、少年育成団体等）、家族他	年間想定利用者数6万人（利用実績） 平成17年度 79,248人 平成18年度 73,285人 平成19年度 75,074人 平成20年度 79,180人 平成21年度 79,235人	老朽化による施設の機能低下をPFI事業者に適正な管理を实践させることで、抑制するとともに、事業運営の工夫により当初の目標利用者数を維持	健全育成課
191	自然教室推進事業	高千穂村で3泊4日の体験活動を実施します。	市立中学校2年生	中学校 57校	継続して実施	保健体育課
192	子ども図書館たんけん隊	普段見ることのできない自動出納書庫等の図書館施設の見学を行います。（夏休み中）	小学校3年生から6年生	参加者 62人	参加者 80人	中央図書館情報資料課
193	定例おはなし会	素話・本の読み聞かせ・手遊び等を行います。	3・4歳児、5・6歳児、および小学生	参加者 10,500人	参加者 11,000人	中央図書館情報資料課
194	子ども一日図書館員	地区図書館の裁量により、「子ども一日図書館員」として職場体験を行います。	小学生	実施回数 10回 参加者 98人	参加者 100人	中央図書館情報資料課
195	かるた会・子ども読書会他	地区図書館で、ニーズ等に応じ、子ども向けの各種事業を展開します。（「子ども読書会」「子ども映画会」「科学で遊ぼう」など）	乳幼児から小・中学生	参加者数 1,050人	参加者数 1,100人	中央図書館情報資料課
196	子ども読書の日記念・夏・冬の親子おはなし会	親子を対象に、絵本の読み聞かせや、パネルシアターなどを行います。	子どもおよびその保護者	参加者数 1,500人	参加者数 1,600人	中央図書館情報資料課
197	わらべうたと絵本の会	わらべうたと手遊び、絵本の読み聞かせを行います。	1・2歳児およびその保護者	実施回数 24回、参加者数 600人	実施回数 24回、参加者数 720人	中央図書館情報資料課
198	外国語おはなし会	外国人等の親子を対象に、原語で絵本の読み聞かせを行います。	外国人市民の子どもとその保護者等	実施回数 1回、参加者数 21人	実施回数 1回、参加者数 30人	中央図書館情報資料課
199	親子で楽しむ絵本講座	地区図書館においては、わらべうたや手遊びを通して、絵本との出会いの場を提供します。	幼児およびその保護者	参加者数 280人	参加者数 340	中央図書館情報資料課
200	子どもが語るおはなし会	中学生や高校生が、絵本の読み聞かせを行います。	幼児、小学生	実施回数 8回、参加者数 200人	参加者数 200人	中央図書館情報資料課
201	子ども読書まつり	年齢別おはなし会、外国語おはなし会、本に関するクイズやパズル等を総合的に実施します。	乳幼児から高校生およびその保護者	実施回数 8回、参加者数 4,000人	参加者数 4,800人	中央図書館情報資料課

基本施策 18 幼児教育の充実を図る

幼児期は、小学校以降の生活及び学習の基盤が培われるなど、人間形成の基礎が養われる重要な時期であることから、幼児一人ひとりの望ましい発達が促されるよう、幼児教育の充実を図っていきます。

◇計画事業

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
202	私立幼稚園教材費助成事業補助金	私立幼稚園の教材費の一部を補助することにより、教育条件の維持向上および保護者負担の軽減を図ります。	市内私立幼稚園	補助対象園数 93 園	引き続き幼稚園における教材整備及び保護者負担を軽減	保育支援課
再掲 (23)	私立幼稚園就園奨励費補助金(市単、国庫補助)	* No23 を参照				
再掲 (76)	私立幼稚園預かり保育助成事業	* No76 を参照				
再掲 (77)	私立幼稚園の障害児保育助成事業	* No77 を参照				
203	幼保小関連教育推進事業	近隣の幼稚園・保育所(園)・小学校間の交流を通して、幼児教育から小学校教育の円滑な接続を図ります。	幼稚園、保育所(園)、市立小学校	推進校 12 校、10 保育所、14 幼稚園で幼児・児童の交流活動を実施	市内全小学校で実施	指導課
204	私立幼稚園協会研修事業等補助金	幼稚園教諭の研修事業等に要する経費の一部を助成します。	幼稚園の教諭	補助額 600 万円	幼児教育の振興のため、引き続き教諭の資質向上等を図る。	保育支援課
205	幼稚園教諭の研修の充実	幼稚園教諭を対象にした研修会において、指導・助言を行います。	幼稚園の教諭	幼稚園教諭が、幼稚園教育要領等についての研修会に参加	継続して実施	指導課
206	幼児教育支援センター事業	幼児教育から小学校教育への円滑な接続をめざし、幼児教育に関する講座の開催や相談を実施し、保護者等を支援します。	幼稚園、保護者、家庭	公開講座 1 回開催、参加者 200 人、幼児教育相談 22 件	継続して実施	教育センター

基本目標7 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

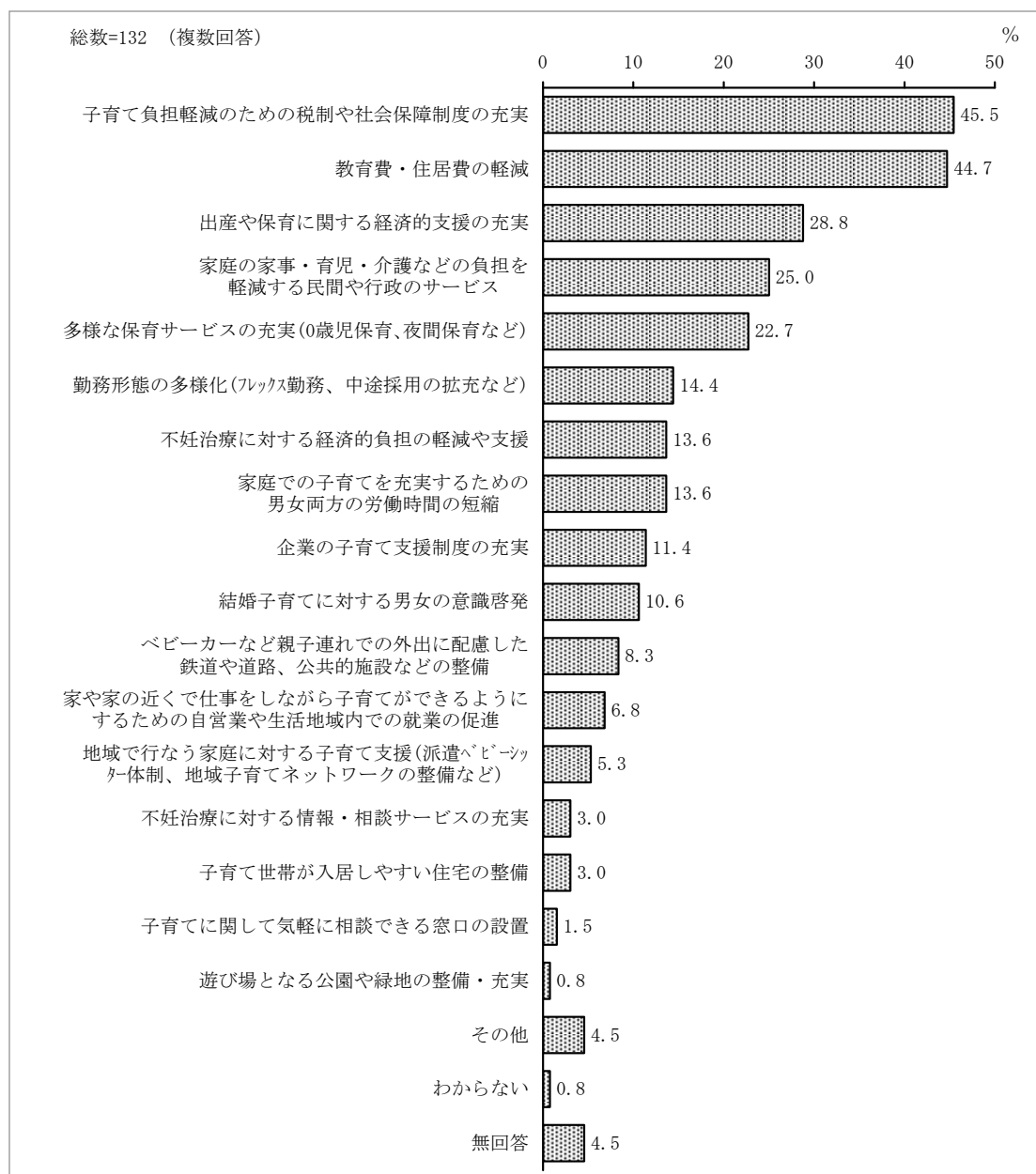
— 子どもがのびのびと育つ環境をつくる —

現状と課題

子どもや子ども連れの親などが安全で安心して出かけられるよう、ベビーカーを使っていたり、小さな子どもと一緒に歩いたりしていても安全な街路の整備や、子どもがのびのびと遊べる公園等の整備は、要望の多い行政施策です。

市民アンケートでも「街なかのバリア解消」、「近隣に子どもの遊べる居場所」などを求める意見が少なくありませんでした。今後は、より一層、ベビーカーや子ども連れでも快適に移動できるバリアフリーのまちづくりを推進することや、子どもを産み育てやすいゆとりのある家を確保するための支援、子どもが安全に過ごせる遊び場の整備など、子育て家庭にやさしい生活環境を整えることが望まれます。

図 32 必要と思われる少子化対策（20代・30代調査）



基本施策 19 子育て家庭が安心して外出できるようにする

子どもを安心かつ快適に産み育てられ、ゆとりをもって子育てを楽しめるよう、ベビーカーの利用にも配慮した交通バリアフリーや施設のバリアフリー、そして妊婦や子ども連れへの理解を深めるこころのバリアフリーに配慮したまちづくりを進めます。

◇計画事業

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
207	交通安全施設整備	高齢者、障害者、妊産婦をはじめ市民にやさしいまちづくりを進めるため、千葉市交通バリアフリー基本構想で定められた重点整備地区(市内 16 地区)において、道路特定事業計画に沿って、道路標識・段差解消・道路照明・誘導ブロックなどを整備し平成 22 年度を目途にバリアフリー化を推進します。	市民	(18～21 年度の実績見込) 道路案内標識 20 基 段差解消 764 箇所 道路照明灯 163 基 視覚障害者誘導用ブロック 11.7km	継続して実施	維持管理課
208	鉄道・モノレール駅舎のエレベーター等整備	高齢者、障害者、妊産婦等の鉄軌道利用の安全・円滑を図るため、駅舎内外の昇降装置の整備、整備費補助を行います。	高齢者、障害者、妊産婦等の鉄軌道利用者	段差解消駅 ・JR 17/18 駅 ・京成 6/13 駅 ・千葉モノレール 14/18 駅	段差解消駅 ・JR 18/18 駅 ・京成 国の制度改正等に合わせ て継続して実施 ・千葉モノレール 18/18 駅	交通政策課
209	自転車駐車場事業	自転車駐車場の整備および維持管理を行います。	市民	整備箇所 123 カ所	継続して実施	自転車対策課
210	放置自転車対策事業	駅周辺の放置自転車を撤去し、安全な歩行空間を確保します。	市民	撤去台数 約 30,000 台	継続して実施	自転車対策課
211	公共施設における子育てバリアフリー化	本庁・区役所などの公共施設におけるバリアフリー化の状況を把握するとともに、乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレやベビーベッド、授乳室、キッズコーナー等の設置を推進します。	市民	本庁、6 区役所、4 保健福祉センター、中央コミュニティセンター	調査完了、設置の推進	こども企画課

基本施策 20 子どもが自然と触れ合う、身近な遊び場を確保する

子どもの身近な遊び場となる公園を、計画に基づき適正に配置し、利用しやすいよう整備を進めます。また、子どもたちが自然の中で自分の責任で伸び伸びと自由に遊ぶ場として、子どもたちの森公園プレーパークを運営します。

◇計画事業

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
212	水環境ふれあい事業(花のあふれるまちづくり事業)	緑区椎名崎地区の農業用水路脇にある水環境施設の広場の一部を利用し、椎名小学校の全校児童による花壇づくりの一環として、花植えを年2回(春、秋)実施しています。 農業用水路などの施設を、地域の人々が花壇などに利用することで、地域の農業に対する理解や関心を高めます。	椎名小学校の全児童	椎名小学校の全児童	「花のあふれるまちづくり事業」と連携し継続して実施	農業環境整備課
213	子どもたちの森公園プレーパーク運営	子どもたちが自然の中で自分の責任でのびのびと自由に遊ぶ場を運営しています。	市民(特に子どもたち)	子どもたちの森公園プレーパークを運営(週5日)	継続して実施	緑政課
214	公園利用の活性化および子どもたちの健全育成の場づくりのための公園緑地等の活用	公園利用の活性化、子どもたちの健全育成の場づくり促進のため、プレーパークとして、既存の公園緑地等の一部を活用できるよう検討します。	市民(特にこどもたち)	未実施	プレーパークとして公園緑地等を利用することについての組織づくり、ルールづくりと支援	こども企画課 緑政課
215	市民の森保全	土地所有者と契約し、自然と身近に触れ合える憩いの場として開放しています。今後市民緑地制度への移行を検討します。	市民	土地所有者と契約し、自然と身近に触れ合える憩いの場として開放(15か所)。今後、市民緑地制度への移行を検討	実施	緑政課

216	街区公園整備	子どもたちがのびのびと遊べる場を整備します。 (誘致距離 250m 0.25ヶ所)	市民	801 か所 (H22.3.31 現在)	継続して実施	公園建設課
217	近隣公園整備	子どもたちがのびのびと遊べる場を整備します。 (誘致距離 500m 2ヶ所)	市民	63 か所 (H22.3.31 現在)	継続して実施	公園建設課
218	地区公園整備	子どもたちがのびのびと遊べる場を整備します。 (誘致距離1km 4ヶ所)	市民	9か所 (H22.3.31 現在)	継続して実施	公園建設課
219	子育て支援のための団地集会所等の活用	周辺地域の子どもの遊び場や育児サークルなどの活動の場として、市営住宅の団地の集会所等を活用できるよう検討します。	子ども	集会所の活用状況については、把握をしていない	地域型集会所の利用状況の調査	住宅整備課
220	公園緑地維持管理事業	誰もが快適に利用できるよう、公園内の清掃・除草等を行うとともに、公園に設置している遊具や、子どもの遊び場となる広場について、市民・こどもが安全に快適に利用できるよう巡回を行うなど、その管理に努めます。	市民	市内 1,066 公園緑地の維持管理の実施	公園管理を充実	公園管理課

基本施策 2 1 子育て家庭が住まいを得やすいように支援する

子育て家庭が広くゆとりのある住宅を得やすくするように支援します。

また、子育てに関する情報を含めた住まいの情報提供、住まいに関する各種相談など、総合的な情報提供を行います。

◇計画事業

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
221	若年世帯(子育て世帯)の居住支援	①特定優良賃貸住宅の入居収入基準の下限の緩和を行い入居しやすくします。	①義務教育修了前の子どもを扶養している世帯または主たる収入を得ている者の年齢が満45歳以下の世帯	実施	継続して実施	住宅政策課
		②一定の要件を備えた子育て世帯の入居者負担額を5年間据え置きます。	②月所得額が32万2,000円以下で小学校卒業前の子どもがいる子育て世帯			
		特定優良賃貸住宅の一部を市営住宅として借上げ、若年世帯の入居を支援します。	夫婦または夫婦とその子からなる世帯で夫婦ともに45歳以下の世帯	市営住宅として借上げ3団地91戸は、すべて入居しており、若年世帯の支援につながっている	91戸	住宅整備課
222	子育てに関する情報を含めた住情報の提供	子育て家庭の住まい選びなどに際して必要な子育てに関する情報を、住まいに関する情報と併せて提供することができるよう「すまいアップコーナー」におけるサービスの拡充とホームページの内容の充実を図ります。	市民	実施	継続して実施	住宅政策課

基本目標8 支援が必要な子どもと家庭への対応

— 自立に向けて支援する —

現状と課題

家庭環境などにより保護を必要とする子どもへの支援としては、児童相談所を中心に専門的な相談援助、児童福祉施設への入所および里親委託などにより対応していますが、今後も子どもの健やかな成長・発達を目指し、子どもの安全・安心な生活を確保するにとどまらず、施設への入所や里親への委託などを通じて、心の傷を抱えた子どもに必要な心身のケアや治療を行い、その子どもの社会的自立までを支援することが大切です。

また、児童虐待の個々の内容は複雑化・深刻化してきており、その早期発見、早期対応はもとより、未然防止や再発防止に向けた体制の充実、保護、支援、アフターケアに至るまで切れ目のない総合的な支援が必要です。

障害のある子どもに対しては、個々の障害の状況や程度、家庭環境などに応じ、きめ細かく支援を行うことが重要です。また、障害のある子どもが、他の子どもたちと地域社会の中で日常的に関わり合い、ともに育っていけるよう、交流する機会の提供とノーマライゼーション意識の浸透が求められます。

日本語を母国語としない外国人住民は近年増加しており、日々の生活で、近隣住民とのコミュニケーションが図れなかったり、各種行政サービスの利用に必要な情報が得られなかったりする場合があります。こうしたコミュニケーション上の困難を抱える外国人住民の支援が求められています。

また、母子家庭や父子家庭（以下「ひとり親家庭」）の置かれている生活実態や就業状況を見ると、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うこととなった直後から、その生活は大きく変化し、収入、住居、子育ての面で、様々な困難に直面することとなります。

母子家庭の場合、就業経験が少なかったり、結婚、出産等により、就業が中断していたりすることに加え、子育てに追われ就職または再就職には困難が伴うことが多いことから、子育てをしながら収入面・雇用条件等でより良い職業につき、経済的に自立できることが重要であり、就業による自立支援策の必要性が従来以上に高まっています。

一方、父子家庭については、すでに家計の担い手として就業をしている場合が多くなっていますが、その一方で、近年の厳しい経済情勢により、家計面での困難がある方が増えているほか、母子家庭に比べ、子どもの養育、家事面で多くの困難を抱えており、経済的支援に加え、子育てや家事支援の必要性が非常に高まっています。

基本施策 2.2 社会的養護体制の充実を図る

家庭環境などにより、保護を必要とする子どもに対して、成長と自立を支援するため、子どもの状態に応じた適切な支援を行います。また、施設入所の整備・充実を図ります。

◇計画事業

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
223	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	保護者が病気などの社会的理由により、家庭での養育ができない場合に一時的に児童福祉施設等で養育を行います。	18歳未満の児童	市内4か所の児童養護施設等で実施	継続して実施	健全育成課
224	子育て短期支援事業(トワイライトステイ事業)	保護者が仕事等で恒常的に帰宅が夜間にいる場合や休日に不在の場合などに児童養護施設で夕方から夜間、休日に養育を行います。	2歳～18歳未満の児童	市内3か所の児童養護施設等で実施	継続して実施	健全育成課
225	里親制度の推進	保護者のいない子どもや保護者の事情で育てられない子どもの養育を里親に委託し、要保護児童の福祉の増進を図ります。また、里親制度の啓発による里親家庭の増加や里親家庭への支援の充実を図ります。	保護を要する児童	平成 21 年度委託里親 25 人、委託児童数 284 人	継続して実施	健全育成課
226	児童自立支援施設	不良行為を行った、またはそのおそれのある児童を施設に入所させ自立のための支援を行います。	不良行為等により生活指導を要する児童	2施設、44 人	継続して実施	健全育成課
227	退所児童自立定着指導	児童養護施設や自立支援施設を退所した児童で、就職したが定着できない概ね1年未満の児童に対し、施設に依頼し、施設職員が児童を訪問し定着のための指導を行います。また、就職したものの、定着できない児童を自立援助ホームに入所させ、自立へ向けて生活指導を行う施設に支援を行います。	児童福祉施設退所児童	平成 21 年度実績なし	継続して実施	健全育成課
228	児童養護施設	保護者がいない、または保護者等の事情により家庭での養育が困難な児童を施設に入所させ、生活、学習などの指導育成を行い、自立への支援を行います。また、家庭的環境の確保など機能の拡充や職員の専門性の向上及びケアの質の向上を図ります。	家庭での養育が困難な乳児を除く児童	18 施設、入所児童数 1,592 人(平成 21 年度各月初日在籍延べ児童数)	継続して実施	健全育成課

229	乳児院	保護者がいない、または保護者等の事情により、家庭での養育が困難な乳児を施設に入所させ養育します。	保護を要する児童	3施設 189人	継続して実施	健全育成課
230	母子生活支援施設	配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させ、保護するとともに、自立の促進のために生活を支援します。	保護を要する母子	10施設 325世帯	継続して実施	健全育成課
231	一時保護所運営事業	里親や児童養護施設などへ措置するまでの間一時保護を行います。その間、行動観察、生活指導を実施し、援助方針会議、判定会議を経て児童の援助方針を決定します。	要保護児童	保護人員 139人、延人員 11,063人	継続して実施	児童相談所
232	日本語学習支援事業	日本語の理解が十分ではない外国人市民等に日本語指導を行います。	外国人市民	実施	継続して実施	国際交流協会
233	地域連携コーディネーター事業	地域の学校・自治会・ボランティア等と連携を図りながら、日本語の理解が十分ではない外国人児童とその保護者に対して日本語指導などを行えるよう調整します。	外国人児童とその保護者	新規	継続して実施	国際交流課 国際交流協会
234	青少年サポート事業	関係機関・団体等と連携を図りながら、課題を抱えている児童生徒、無職少年及び家庭に対し、個々の実情に即した実務者からなるサポートチームを組織し、立ち直りに向けての支援(基礎学力支援・進学支援等)を行います。	児童生徒、無職少年および家庭	21件(H21年度実績)	20件	青少年サポートセンター

基本施策 2 3 子どもの虐待とDV被害を防ぐ

子どもの虐待防止については、警察、病院、学校、地域等のネットワーク強化や対応マニュアルの整備を図るとともに、通告先や相談機関の周知など虐待防止に係る啓発を図ります。

DV被害の防止については、DV防止基本計画の策定や相談体制の充実・強化を図るほか、DV被害者の身の安全と生活の維持のため、緊急一時保護を行います。

◇計画事業

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成26年度	
235	要保護児童対策及びDV防止地域協議会	児童虐待およびDVの防止に関し、関係機関、関係団体等が共通の認識と理解を持ち、緊密な連絡体制を構築することにより、児童虐待及びDVの発生予防と早期発見・早期対応の一層の推進を図るため、外部委員を含めた協議会を開催します。	児童虐待及びDV防止連絡協議会委員	設置、代表者会議2回開催	継続して開催	健全育成課
236	児童虐待対策事業	児童虐待を防止し、虐待の早期発見、早期対応、保護、支援に至るまでの取り組みを図ります。なお、「児童虐待の防止等に関する法律」の一部改正に伴い、虐待の定義及び通告範囲の拡大、さらにはマスコミ等による虐待事件の報道がなされることなどから虐待の通告が増加しているため、保健福祉センター等関係機関との連携強化を図ります。	被虐待児童およびその保護者	虐待対応チーム会議10回、関係機関への研修会11月開催	虐待対応チーム会議は随時、関係機関研修会を開催予定	児童相談所
237	オレンジリボンキャンペーン	増加傾向にある子どもの虐待を防止するため、子どもの虐待に対して市民の意識を高める啓発活動を行います。	市民	リーフレットの作成・配布、街頭キャンペーン、こどものカフォーラム、オレンジライトアップなどを実施	継続して実施	健全育成課
238	育児支援家庭訪問事業	4か月、1歳6か月児、3歳児健康診査等の結果、様々な原因で育児不安の強い家庭・育児ストレス等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭、または虐待に至る恐れ等のリスクを抱える家庭に対する育児指導等を行います。今後、事業内容の充実を図ります。	4か月健診等の結果、育児困難が疑われる家庭	保健師による家庭訪問を実施	継続して実施	健康企画課

239	専門職員向け「虐待発見・対応マニュアル」の改正	「児童虐待の防止等に関する法律」の一部改正に伴い、児童虐待の兆候を早期に発見し、関係機関と連携して対応するためのマニュアルを改正し、学校等関係機関に配布します。	保育所の保育士、幼稚園、小学校の教員、保健所・医療機関の従事者など	2,500部	法改正等に併せて作成し配布	児童相談所
240	MCG(マザー&チャイルドグループ)	グループミーティングによる親子の関係づくりを支援します。	育児困難な母親	保健所、各区においてグループミーティングや個別相談を実施	継続して実施	健康企画課
241	育児ストレス相談	1歳6か月児健診等により育児不安等で悩んでいる保護者を対象に心理士・保健師が個別相談を実施します。	1歳6か月児健診および3歳児健診後の保護者	各区で心理士による個別相談を実施	継続して実施	健康企画課
242	母子緊急一時保護事業	DV被害者等緊急一時的に保護を必要とする母子をシェルター等の施設で保護を行います。	DV被害等にあつた母子	10件(H22.3.31現在)	継続して実施	健全育成課
243	児童虐待相談体制の整備	市内社会福祉法人で児童家庭支援センターの運営を行い子どもに関する様々な相談への対応を図るとともに、児童相談所との連携を図ります。	被虐待児童およびその保護者等	相談受付件数350件 相談対応件数360件 児童家庭支援センター3か所 (H21年度実績)	継続して実施	健全育成課
		児童相談所で、夜間・休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制の整備を図ります。	被虐待児童およびその保護者等	引き続き夜間相談員1名を配置し、子どもに関する相談体制を強化	継続して相談体制を強化	児童相談所
244	配偶者暴力相談支援センター	配偶者暴力相談支援センターを設置し、DV被害者に対する相談業務や、緊急時における安全確保、情報提供その他の援助を行います。	市民	未設置	センター設置、機能の充実を図る	健全育成課

基本施策 2.4 ひとり親家庭の自立を支援する

(1) 就業支援策の推進

ひとり親家庭等が、十分な収入を得て、自立した生活を送ることができるよう、個々のひとり親の状況等に応じた就業相談をはじめ、就業支援講習、地域生活支援等を行う「母子家庭等就業・自立支援センター事業」等の拡充により、きめ細やかな就労支援を行うほか、就労に有利な資格の取得を支援します。

また、父子家庭を含めた「ひとり親家庭等地域生活支援事業」の実施に向けた検討を行います。

◇計画事業

①母子家庭等就業自立支援センター事業の拡充

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成26年度	
245	開設日の増・開設時間の延長	各区ごとに週2日、午前9時から午後3時30分まで、相談に応じていますが、開設日の増や時間の延長を図ります。	母子家庭・寡婦	各区週2日 午前9時～午後3時30分	拡充	健全育成課
246	就業支援講習会の拡充 (講習項目の増・定員の増)	「パソコン講習会」に加え、就業に有利な「医療事務」等講習科目を実施します。	母子家庭・寡婦	1項目	2項目以上	健全育成課
247	地域生活支援事業	地域生活に係る相談指導を継続的に実施するとともに、巡回相談、専門家による特別相談、行政サービス等に関する情報提供を実施します。	母子家庭・父子家庭・寡婦	未実施	実施	健全育成課
248	就職情報提供・職業紹介・企業啓発	ハローワークと連携し、就職情報の提供を行うほか、企業に対し、ひとり親家庭等の雇用に関する啓発活動を実施します。	母子家庭・父子家庭・寡婦	実施	継続	健全育成課

②母子自立訓練給付金の実施

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成26年度	
249	教育訓練給付金事業の推進	指定する教育訓練講座を受講した者に対し、受講料の一部を給付します。	母子家庭・寡婦	実施	継続	健全育成課
250	高等技能訓練促進費事業の推進	看護師等経済的自立に効果的な資格を所得する間の生活費の負担軽減を図ります。	母子家庭・寡婦	実施	継続	健全育成課
251	母子寡婦福祉資金貸付事業 (事業開始資金)の推進	母子家庭等が、起業する場合に、事業開始資金の貸付を実施します。	母子家庭・寡婦	実施	継続	健全育成課

③職業紹介事業の実施

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成26年度	
252	職業紹介事業の実施	千葉県就職相談室で職業紹介を行い、求人情報の提供を実施します。	母子家庭・父子家庭・寡婦	実施	国・市の共同による職業紹介、求人情報の提供を実施	産業支援課

(2) 子育て・生活支援の推進

ひとり親家庭等が、安心して子育てと仕事の両立ができるよう、各種子育て支援策を推進するほか、地域の中で安心して生活できるよう、「日常生活支援事業」や「ひとり親家庭生活支援事業」の拡充を図ります。

◇計画事業

①子育て支援策

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成26年度	
253	保育所・子どもルームへの優先入所の推進	保育所・子どもルームへの優先入所(利用)を推進します。	母子家庭・父子家庭	実施	拡充(箇所数増)	健全育成課・保育運営課
254	ファミリー・サポート・センター利用者の負担軽減	ファミリー・サポート・センターを利用する際の負担軽減策を検討します。	母子家庭・父子家庭	未実施	実施	保育支援課
255	子育て短期支援事業の推進	子どものショートステイ、トワイライトステイを実施するとともに利用料の負担軽減を図ります。	母子家庭・父子家庭	4か所	継続(4か所)	健全育成課

②生活支援策

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成26年度	
256	日常生活支援事業の拡充	ひとり親家庭等に生活支援員を派遣し、家事援助等実施していますが、育児援助を追加するほか、利用時間等の拡充を図ります。	母子家庭・父子家庭・寡婦	家事支援	家事支援・育児支援	健全育成課
257	ひとり親家庭生活支援事業の拡充	【下記】生活支援事業を効果的に実施します。 (現状)土日・夜間電話相談、生活支援講習会、ひとり親家庭交流事業 (新規)父子家庭専用相談ダイヤル設置、児童訪問援助の実施	母子家庭・父子家庭	3事業	継続	健全育成課
再掲(230)	母子生活支援施設	* No230 参照				
258	市営住宅入居時の優遇措置の推進	ひとり親家庭が市営住宅に入居する際の優遇措置を推進します。	母子家庭・父子家庭	実施	継続	住宅整備課
259	民間賃貸住宅入居支援制度の推進	義務教育修了前の子どもを持つひとり親世帯に対し、希望に応じた民間住宅に関する情報提供を行うほか、市の住宅施策に関する情報提供や助言を行います。	母子家庭・父子家庭	実施	継続	住宅政策課

(3) 養育費確保、相談・情報提供の充実

離婚等により、ひとり親家庭となった子どもへ支払われるべき養育費については、半数以上の世帯が受給していません。そのため、養育費の取り決めや支払いについての普及啓発を図るとともに、相談体制の充実を図ります。

また、ひとり親家庭に対する相談体制や情報提供について充実を図ります。

◇計画事業

①養育費の確保

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成26年度	
260	養育費に関する普及啓発	養育費負担について普及啓発活動を実施します。	母子家庭・父子家庭	実施	拡充	健全育成課
261	法律相談の実施	弁護士による無料法律相談を実施します。	母子家庭・父子家庭	未実施	実施	健全育成課
262	養育費セミナーの開催	養育費に関する講演会や各種教室を開催します。	母子家庭・父子家庭	未実施	実施	健全育成課

②相談・情報提供の充実

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成26年度	
263	離婚前相談及び父子家庭専門相談の実施	ひとり親家庭になる前に必要な情報を提供していくほか、父子家庭専用の相談を実施します。	母子家庭・父子家庭	未実施	実施	健全育成課
264	情報提供の充実	ひとり親家庭支援ハンドブックの発行。 ひとり親家庭支援HPの開設	母子家庭・父子家庭・寡婦	未実施	実施	健全育成課
265	区役所相談窓口の充実	ひとり親施策に関する全般的な相談や電話相談を充実します。	母子家庭・父子家庭	実施	拡充	健全育成課

(4) 経済的支援策の推進

ひとり親家庭等の経済的安定を図るため、児童扶養手当の支給対象の拡大や母子寡婦福祉資金の貸付、母子等の家庭の医療費の助成制度をはじめとする各種助成制度等の推進を図ります。

◇計画事業

①児童扶養手当

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成26年度	
266	父子家庭への支給	国の制度改正に伴い、児童扶養手当を父子家庭にも支給します。	父子家庭	未実施	実施	健全育成課
267	児童扶養手当の適正な支給・情報提供	児童扶養手当制度に関する情報提供を積極的に実施するほか、給付業務を推進します。	母子家庭・父子家庭	実施	継続	健全育成課

②母子寡婦福祉資金の貸付

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成26年度	
268	母子寡婦福祉資金の貸付	母子家庭・寡婦に対して、母子寡婦福祉資金の貸付に関する情報提供を推進するほか、貸付業務を推進します。	母子家庭・寡婦	実施	継続	健全育成課

③各種助成制度等の推進

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成26年度	
269	ひとり親家庭医療費助成の推進・現物給付化	ひとり親家庭医療費助成を推進するほか、現物給付化の実現に向け、千葉県等関係団体と協議を実施します。	母子家庭・父子家庭	実施	実施	健全育成課

④シングルマザー（未婚の母）のみなし寡婦控除

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成26年度	
270	保育所・子どもルーム利用料の負担軽減	保育所・子どもルームの利用料について、シングルマザー（未婚の母）に寡婦控除をみなし適用し、保育料の軽減を図ります。	シングルマザー（未婚の母）	未実施	実施	健全育成課・保育運営課

(5) ひとり親家庭支援団体等の連携強化等

ひとり親家庭への支援については、行政だけではなく、母子寡婦福祉会等当事者団体をはじめ、地域における支援団体の役割が期待され、今後、一層の連携・協働を推進していきます。

◇計画事業

①母子寡婦福祉会等関係団体への支援

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成26年度	
271	当事者団体の特性を活かした委託業務の推進	「ひとり親家庭生活支援事業」をはじめ、母子家庭の母の雇用促進に寄与することや当事者団体の特性を活かした委託業務を推進します。	母子家庭・父子家庭・寡婦	実施	拡充	健全育成課
272	母子寡婦福祉会自主事業への協力	母子寡婦福祉会が行う自主事業に関し、会場確保、情報提供等の協力を実施します。	母子家庭・父子家庭・寡婦	実施	継続	健全育成課
273	ひとり親家庭支援団体の体制強化	母子寡婦福祉会の法人化等体制強化に関し、相談・情報提供等により支援を実施します。	母子家庭・父子家庭・寡婦	実施	継続	健全育成課

基本施策25 障害のある子どもを支援する

障害の早期発見、早期療育を行い、障害の軽減とそれぞれの子どもに応じた成長・発達を促します。また、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある子どもが安心して快適に暮らすことができるよう、在宅及び施設での支援の充実を図ります。

また、障害のある子ども、あるいはその家庭に各種の手当を支給することにより、経済的な負担の軽減に努めるとともに、障害のある子どもを持つ家庭同士の交流や親睦を目的とした活動への支援を行います。

◇計画事業

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成26年度	
274	障害児等療育支援事業	障害児(者)施設の有する機能を活用し、地域での生活支援及び療育、相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの提供、援助調整等を行います。	在宅の知的障害児(者)、身体障害児(者)、重症心身障害児(者)及びその家族	訪問療育 290件、訪問 検診14件、 外来療育 480件、施設 支援4件	障害者自立 支援法の動 向を注視し、 継続して実施	障害者自立支援課
275	障害者介護給付等事業(障害児の福祉サービス)	障害児(者)の日常生活の支援等のサービスを提供します。	在宅の心身障害児(者)	実施	障害者自立 支援法の動 向を注視し、 継続して実施	障害者自立支援課

276	障害福祉サービス事業(児童デイサービス)	障害児に対する、障害児施設等における、基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。	障害児	延べ利用者数 4,206 人	現行法を廃止する動きがあるため、国の動向を注視し継続して実施	障害者自立支援課
277	地域生活支援給付事業(日中一時支援放課後対策型)	主として、放課後において、施設等で継続的に預かり、社会に適応するための訓練及び見守り等の支援を行います。	小・中・特別支援・高等学校等に通学する障害児等	延べ利用者数 2,442 人	現行法を廃止する動きがあるため、国の動向を注視し継続して実施	障害者自立支援課
278	心身障害児総合通園センター運営	障害児の早期発見、早期療育の観点から、心身障害の相談、指導、診断、検査、判定等を行うとともに、障害に応じた療育訓練を行います。	心身障害児	療育センター及び大宮学園で実施	継続して実施	障害企画課
279	心身障害児施設への入所	心身障害児を施設に入通所させ、これを保護するとともに、将来にわたって必要な療育・訓練(一部施設では療養)を行います。	身体障害児、知的障害児、重症心身障害児	延べ利用者数 1,214 人 施設数 23 か所	障害者自立支援法の動向を注視し、継続して実施	障害者自立支援課
280	重症心身障害児(者)通園事業	重症心身障害児(者)に対し、通園の方法により、日常生活動作、運動機能等に係る訓練、指導等必要な療育を行うとともに、保護者等にも療育技術を習得してもらいます。	在宅の重症心身障害児(者)及び保護者	支給決定者数 17 人 施設数 2 か所	障害者自立支援法の動向を注視し、継続して実施	障害者自立支援課
281	トイライブラリー	心身障害児が、おもちゃを通じて遊ぶことにより、機能回復と能力発達を促進します。	心身障害児	毎月第1・3土曜日に、療育センターすぎのこルームで実施	継続して実施	障害者自立支援課
282	重度障害児(者)日常生活用具給付事業(障害者自立支援日常生活用具給付)	障害児(者)に対し、日常生活用具を給付します。	在宅の身体障害児(者)、知的障害児(者)	支給件数 5,453 件	継続して実施	障害者自立支援課
283	身体障害児補装具給付事業(障害者自立支援補装具給付)	障害児(者)に対し、補装具を給付します。	身体障害児(者)	支給件数 685 件	継続して実施	障害者自立支援課
284	重症心身障害児施設運営	重症心身障害児に、治療と日常生活の指導などのサービスの提供を行います。	重症心身障害児	桜木園で実施	継続して実施	障害企画課
285	障害児福祉手当支給事業	年4回手当を支給します。	重度障害等により常時介護を必要とする児童	平成 21 年度末支給見込み延べ 4,913 人	継続して実施	障害者自立支援課

286	心身障害児福祉手当支給事業	年3回手当を支給します。	重度心身障害児の保護者	・精神障害1級を新たに対象に加える 平成21年度末支給見込延べ11,398人 ・手当額の変更を行う(単独障害の場合は、月額8,650円→7,000円。ただし、既受給者は月額7,800円とする経過措置を1年間設ける)	継続して実施	障害者自立支援課
287	心身障害児医療費助成事業	医療費の自己負担額を助成します。	重度心身障害児	助成件数 16,308件	継続して実施	障害者自立支援課
再掲 (157)	特別支援教育児童生徒学校給食費扶助事業	* No157 を参照				
再掲 (158)	特別支援教育児童生徒学用品等扶助事業	* No158 を参照				
再掲 (166)	教育相談運営事業	* No166 を参照				
288	心の輪を広げる体験作文・障害者週間ポスター事業	障害者理解の促進を図るため、作文およびポスターを募集します。	小・中・高校生、一般	内閣府に本市の最優秀作品を推薦。12月の障害者週間に開催する「千葉県障害者福祉大会」で表彰	継続して実施	障害企画課
289	肢体不自由児激励会事業	肢体障害児と保護者の交流と親睦を図ります。	肢体不自由児およびその保護者	毎年12月、千葉県ハーモニープラザで実施	継続して実施	障害者自立支援課
290	知的障害児激励会事業	知的障害児と保護者の交流と親睦を図ります。	知的障害児(特別支援学級及び特別支援学校児童生徒)およびその保護者	毎年6月、千葉ポートアリーナで実施	継続して実施	障害者自立支援課
291	特別児童扶養手当支給事業	特別児童扶養手当の支給(4、8、11月の年3回、国が支給、全額国費)に係る取扱事務	身体、知的又は精神の障害を持つ在宅の20歳未満の障害児の保護者	各種申請書等の受付および相談事業の実施	継続して実施	障害者自立支援課
292	エレベーター設置事業	車椅子を利用している児童・生徒の学校生活向上、児童・生徒や保護者、学校関係者の負担軽減のため校舎にエレベーターを設置します。	市立小・中・特別支援学校の児童生徒	設置工事:中学校1校、実施設計:小学校1校・中学校2校	車椅子利用の児童生徒が入学、進学する学校に設置	学校施設課

基本目標 9 子どもの安全の確保

— 安全に安心して暮らせるように —

現状と課題

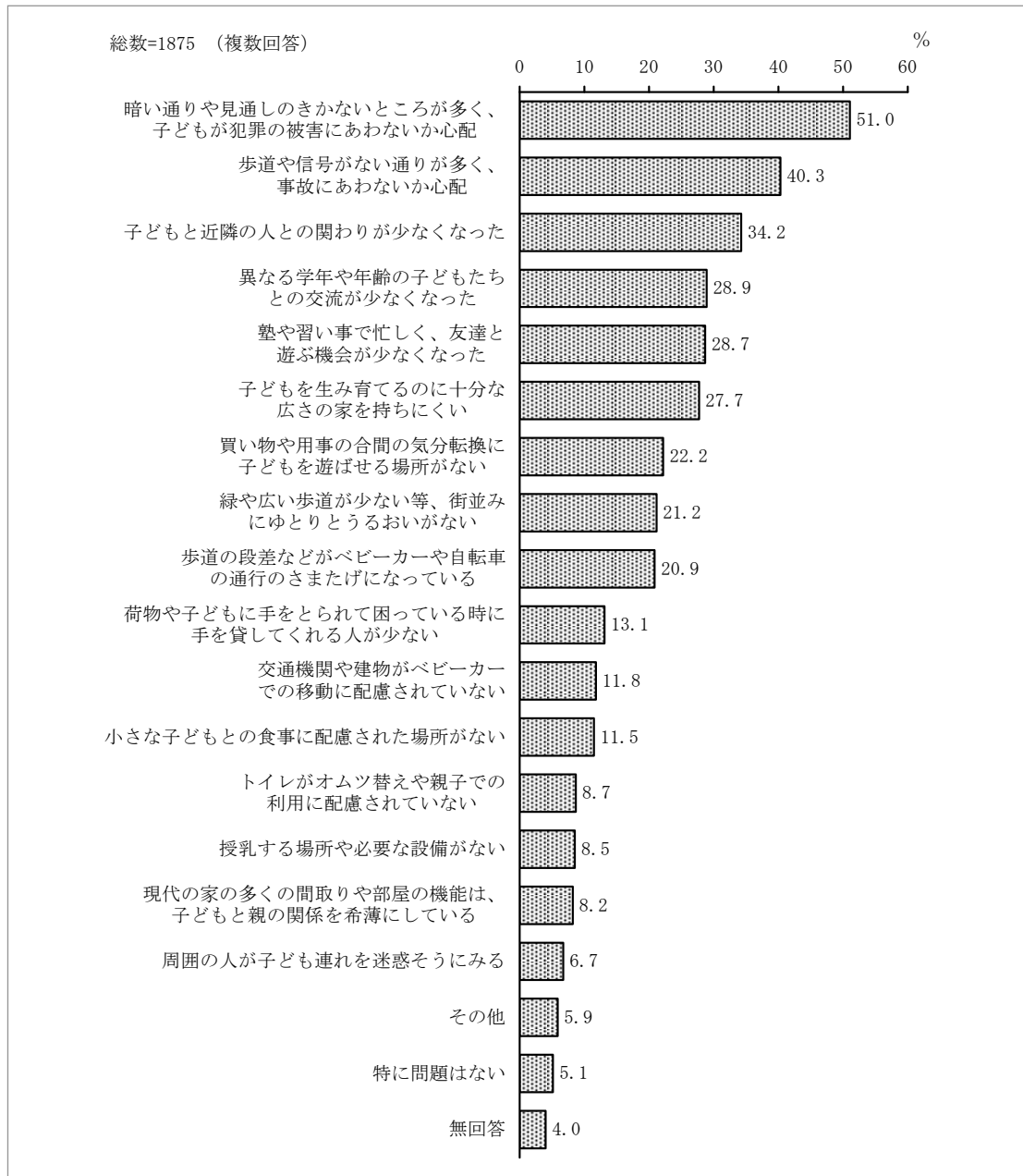
市民アンケートによると、子どもを取り巻く都市環境や社会環境について、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害に遭わないか心配である」との回答が5割、「歩道や信号がない通りが多く、事故にあわないか心配」が4割と、子どもの安全に対する意見が多数を占めています。また、駅周辺の歩道に数多くの自転車やバイクが駐輪され、安全に通行できないなど、交通上の指摘も聞かれます。

登下校時の、あるいは自由な遊びの場における子どもの安全を確保することは、健全育成を進めるための前提となるものです。

また、コンピュータゲームへの依存や、インターネット、携帯電話を通して有害な情報にふれることが、問題行動や犯罪につながる可能性も否定できず、子どもたちを有害な環境から守り、健全な環境をつくっていくことも重要な課題です。

子どもの安全の確保のために、これまでも積極的な取り組みがなされてきましたが、今後は、市民と学校、関係機関などが連携をより一層強化し、地域ぐるみで子どもを事故や犯罪から守り、その健全育成を図っていく必要があります。

図 33 子どもを取り巻く都市環境や社会環境についての考え（小学校児童家庭調査）



出典：千葉市「子育て環境に関するアンケート調査報告書」平成 21 年

基本施策 26 子どもを事故から守る

子どもが、地域で安全かつ安心して活動できるよう、通学路をはじめとした道路や交通安全施設の整備を進めるとともに、交通マナーの向上を図るため、学校や地域を通して交通安全教育を推進します。

また、家庭の中で起こりやすい乳幼児の事故を防ぐため、乳幼児の事故予防教育や情報提供、救命講習会の開催などの取り組みの充実を図ります。

◇計画事業

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成26年度	
293	交通安全教育事業	子どもの交通安全を図るため、安全交通推進員が小学校・保育所等を訪れ、交通安全教室を開催し、交通ルールとマナーの指導・啓発活動を行います。	市内の団体（小学校、保育所、幼稚園、高齢者等）	平成22年度見込み 目標回数232回。内幼児は188回。 (81.0%)	継続して実施	地域振興課
再掲 (207)	交通安全施設整備	* No207 を参照				
再掲 (24)	幼児2人同乗用自転車助成事業	* No24 を参照				
294	学校セーフティウォッチ事業	児童生徒の登下校時における見守りや学区のパトロール等、安全確保を目的にした各学校ごとの地域住民・保護者等からなる学校安全ボランティア活動の支援や各学校へ防犯用品等の配布を行います。	市立小・中・特別支援・高等学校	18,500人 (H22.3.31現在)。花園中学校区推進委員会2回開催。防犯訓練の公開、こども110番のいえと連携した実践、講演会等を実施	継続して実施	学事課
		学校ごとに地域住民等の「学校安全ボランティア」を育成し、校内パトロール、通学路、横断歩道の見守りなどを行うことを検討します。	市立小・中・特別支援・高等学校	市内小学校（特別支援学校含む）1年生に防犯ブザーを貸与し防犯教室を実施	継続して実施	保健体育課
295	乳幼児の事故予防教育の強化	医師・保健師等による乳幼児におこりやすい事故予防の講演会を実施します。	乳幼児の保護者	各区年1回講演会を実施、4か月健診時にパンフレットを配布	継続して実施	健康企画課
296	救命講習会の推進	応急手当の講習会を実施します。	乳幼児の保護者	459回開催 受講者数8,443人(H21年度実績)	救命講習会 毎年400回開催し、10,000人の受講者を目標とする	救急課

基本施策 27 子どもを犯罪から守る

家庭、学校、関係機関の連携により、地域ぐるみで子どもの安全を確保する取り組みと青少年を健全に育成できる環境づくりに努めます。

◇計画事業

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成 26 年度	
297	防犯対策事業(防犯パトロール隊支援事業・防犯カメラ設置事業)	市民による防犯活動を支援するため、パトロールに必要な物品を提供します。 また、繁華街における犯罪や悪質な客引き等の未然防止のため、防犯カメラを設置し、地域と警察と協力して運用します。	市民・町内自治会等の団体	防犯カメラについては、繁華街における犯罪や客引き等の未然防止のため、継続して設置。防犯パトロール隊支援については、市民による防犯活動を支援するため、パトロールに必要な物品を提供	継続して実施	地域振興課
再掲(294)	学校セーフティウォッチ事業	* No294 を参照				
298	防犯対策事業(防犯街灯補助金交付事業)	夜間、歩行者が安全に通行できるように町内自治会等が設置する防犯街灯について設置費や管理費等の補助を行うなど、街灯の設置を推進します。	市民・町内自治会等の団体	町内自治会等が設置する防犯街灯について、設置費や管理費等の補助を行い、街灯の設置を推進	継続して実施	地域振興課
299	住宅の防犯性向上と防犯に関する意識の啓発を含めた住情報の提供	住宅の防犯性を高めるための設計・設備等の普及を図るとともに、住宅における防犯に関する意識の啓発を行います。	市民、住宅を供給する事業者	実施	継続して実施	住宅政策課
再掲(35)	青少年育成委員会活動事業	* No35 を参照				
再掲(36)	青少年相談員活動事業	* No36 を参照				

300	「青少年の日」「家庭・地域の日」関連事業	<p>毎年9月第3土曜日を「青少年の日」、毎月第3土曜日及び翌日曜日を「家庭・地域の日」、毎年9月第3土曜日から1週間を「青少年の日」つながりウィークと定め、関連する様々な活動を市民総がかりで実践します。</p> <p>具体的な取り組みとして、市内の青少年育成施策の関係機関による事業推進会議を開催するほか、「青少年の日」に「青少年の日」及び「家庭・地域の日」事業実行委員会と市が協力して「青少年の日フェスタ」を開催し、青少年の健全育成に市民総がかりで取組む機運を高めていく場とします。</p>	小学生以上の青少年および一般市民	<p>「青少年の日」及び「家庭・地域の日」事業推進会議を年2回開催。</p> <p>「青少年の日フェスタ」を年1回開催 (H21年度参加者数:延べ3,801人)</p>	<p>「青少年の日」及び「家庭・地域の日」事業推進会議を年2回開催する。</p> <p>「青少年の日フェスタ」を年1回開催する (目標参加者数:延べ約4,000人)</p>	健全育成課
301	こども110番のいえ	<p>登下校時を中心に児童・生徒の安全を確保するため、地域住民の協力をいただき、緊急避難場所として「こども110番のいえ」を、青少年育成委員会を通して登録を依頼し、ステッカーを掲示し、地域ぐるみで子どもたちの安全を守ります。</p>	児童生徒	<p>現在、登録の拡大を図り、地域の多くの方の協力を得ながら、児童生徒の安全を確保。</p> <p>登録11,040件 (H22.3月末現在)</p>	<p>登録の拡大を図るとともに、児童生徒への啓発活動と登録してくれた家庭及び事業所へのアフターケアの充実を図る</p>	健全育成課

基本施策28 子どもを有害環境から守る

ゲームやインターネット・携帯サイトの中で、子どもたちに有害な環境の実態を把握し、家庭・学校と関係機関・団体やボランティア等の地域と連携して、子どもたちが有害情報に巻き込まれない環境づくりに努めます。

また、情報化社会の大量かつ多様な情報の中で、子どもたちが情報と上手につきあえる能力を身につけられるよう、情報モラル教育の充実を図ります。

◇計画事業

No	事業名	事業内容	主な対象	目標事業量		所管
				現状	平成26年度	
302	環境浄化事業	青少年非行の誘因となっている有害環境を調査、点検し、実態を把握するとともに、警察署や青少年育成委員会、民間補導員等と連携して環境浄化に関する活動を実施します。	子ども	実施	継続して実施	青少年サポートセンター
再掲(35)	青少年育成委員会活動事業	* No35 を参照				
再掲(36)	青少年相談員活動事業	* No36 を参照				
303	教員の情報モラル教育指導力の向上	小中特別支援学校での教員の情報モラル教育指導力の向上を図ります。	小・中学生、高校生	指導資料集の作成(H19)、研修の実施・実践事例研究の実施(H21・H22)	継続して実施	教育センター